

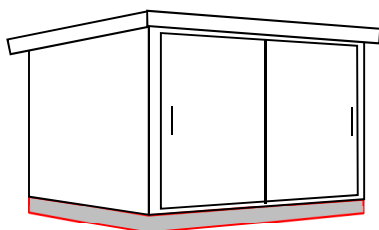
簡易な物置も建築物^(※)です。

※「建築物」とは、屋根 及び 柱または壁 でつくられているもの等をいいます。

しっかりとした基礎に固定する等、構造基準を守りましょう。

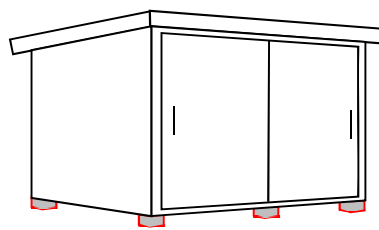
基礎 は非常に重要です。適正な施工をお願いします。

○ <良い施工事例>



基礎(鉄筋入り) + アンカー固定

✗ <悪い施工事例>



コンクリートブロック
の上に置くだけ

建築する前に確認申請の手続きが必要な場合があります。

【建築基準法第6条】

建築場所が都市計画区域内で、次に該当する場合は、建築前に確認申請が必要となります。

◆**新築**する場合。

→ ○建築物の床面積に関わらず、全て

◆**増築等(増築、改築、移転)**する場合。

→ ○増築等する建築物の床面積の合計が10㎡を超えるもの

○建築場所が防火・準防火地域内の場合は、床面積に関わらず、全て

【注意】

1. 建築場所が都市計画区域外で、一定規模(床面積200㎡超、階数2以上 等)の建築物の場合には、確認申請が必要となります。
2. 外部から荷物の出し入れができ、かつ内部に人が立ち入らない小規模なもの(奥行1.0m以下かつ幅2.0m以下かつ高さ2.3m以下)であれば、建築物とみなさない場合もあります。

◎ 詳しくは、下記のお問合せ先(建築指導担当)まで、ご確認ください。

<建築場所が高松市以外の場合>

香川県土木部 建築指導課	TEL 087-832-3611
小豆総合事務所 用地管理課	TEL 0879-62-1334
長尾土木事務所 総務課	TEL 0879-52-2588
中讃土木事務所 総務課	TEL 0877-46-3183
西讃土木事務所 総務課	TEL 0875-25-5261

<建築場所が高松市の場合>

高松市都市整備局 建築指導課	TEL 087-839-2488
----------------	------------------